

# 潟上市空家等管理活用支援法人指定方針

令和8年4月1日

## 1. 趣旨

潟上市空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関する事務取扱要綱（告示第44号。以下「要綱」という。）第3条に規定する指定を行う際の方針を定めたものです。

なお、本方針は指定の状況等を踏まえ、適宜見直すこととします。

## 2. 指定の申請

要綱第3条第1項第5号に規定する「潟上市の空家等対策の推進のために支援法人に行わせる必要があると認められる」業務は、次のとおりとします。

- (1) 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対する当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助
- (2) 空家等の管理又は活用に関する調査研究
- (3) 空家等の管理又は活用に関する普及啓発
- (4) その他の空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務

## 3. 支援法人の指定

指定する支援法人数及び指定期間は、次のとおりとします。

- (1) 指定する支援法人数：1法人
- (2) 指定期間：指定日の属する年度から起算して5年間  
(例) 指定日が令和8年6月1日の場合、令和13年3月31日まで

## 4. 事前協議

指定の申請に当たっては、事前協議するものとします。

## 5. 申請について

### (1) 申請方法

要綱第2条第1項に規定する申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、以下の提出先に持参又は郵送してください。

#### 【提出先】

〒010-0201 潟上市天王字棒沼台226番地1

潟上市市民生活部地域づくり課生活環境班

TEL：018-853-5370 FAX:018-853-5270

### (2) 関係書類

ア 定款

イ 登記事項証明書

ウ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

エ 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面

オ 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表

カ 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

キ これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面

ク 法第24条各号に規定する業務のうち、申請者が行う業務に関する計画書

ケ 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

## 6. 指定の通知

申請の結果は、申請後おおむね1か月以内に文書で通知します。